

令和6年分 年末調整についてのお知らせ

税理士法人 小山会計
代表社員 小山秀喜

日頃は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年も年末調整の時期が参りました。そこで、年末調整の事務を速やかに進めるために、下記の書類のご準備をお早めをお願いいたします。なお、扶養家族・配偶者等の申告につきましては添付資料をご参考に慎重にご記入いただき、なるべくミスのないよう、お願い申し上げます。

(申告間違いの場合は、追徴税額の他に、加算税、延滞税がかかります。)

<提出期限>	
<p>12月5日(木) (期日厳守)</p>	<p>* 11月までの給料明細</p>
	<p>イ. 令和6年分給与所得者の保険料控除申告書 → 必要事項記入の上、証明書を添付の事</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>「国民年金保険料控除証明書」も忘れずに添付して下さい。生計を一にする20歳以上の子供が就学の為に親元を離れて生活しているような場合でも親が保険料を支払っている場合は、親の社会保険料控除として申告できますので、親族分の「国民年金保険料控除証明書」も忘れずにお願いします。</p> </div>
	<p>ロ. 令和7年分給与所得者の扶養控除等申告書 → 異動等必要事項を記入 (こちらに郵送される方は、<u>マイナンバー</u>の記載がある場合は間違いがないかご確認下さい。また、<u>マイナンバー</u>が記載されている為、郵送方法にご注意下さい。)</p>
	<p>ハ. 令和6年分給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書 → 必要事項記入の上、全員提出して下さい。 ※年末調整チェックシート他、年末調整の記入の仕方等についての資料を弊社ホームページに掲載しておりますので、そちらをご確認ください。ご不明な点は、各担当者にお問い合わせ下さい。</p>
	<p>二. 源泉徴収票 → 年の途中入社の場合、前の勤務会社で発行してもらうこと</p>
	<p>ホ. 住宅借入金等特別控除申告書兼住宅借入金等特別控除証明書及び 金融機関の年末残高証明書</p>
<p>なお、12月分賞与・給料については給料締切日ごとに、<u>下記期限までにFAX等でお知らせ下さい。</u></p>	
	<p>20日締め会社 → 23日朝まで</p>
	<p>25日締め会社 → 計算でき次第(年内に年末精算したい方は、各担当者との打合せをお願いいたします。)</p>
	<p>末日締め会社 → 計算でき次第・令和7年1月6日必着</p>

ご不明な点は、各担当者へお電話にて確認をお願いいたします。

※年末調整についてのお祝い等がございますので、裏面もご覧下さい。

お 願 い

年末調整に係る書類一式が税務署より届いていると思います。中身をご確認いただき、書類の中にある「年末調整のしかた」や「QRコード」、又は弊社ホームページに掲載されている見本等をご参照の上、ご記入をお願いいたします。

弊社ホームページは
こちらからどうぞ →



【令和6年分の年末調整における留意事項等】

I. 令和6年分所得税の定額減税の実施

令和6年分所得税について、定額による所得税の特別控除（以下「**定額減税**」といいます。）が実施されていますので、年末調整の際には、**年末調整時点の定額減税の額**（以下「**年調減税額**」といいます。）を算出し、年間の所得税額の計算を行います。

（1）年末調整の際に定額減税の対象となる人

年末調整の対象となる人が、原則として、年調所得税額（年末調整により算出された所得税額で、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、その控除後の金額をいいます。以下同じです。）から定額減税額を控除する年調減税の対象者となります。

ただし、年末調整の対象となる人のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人については、年調減税額を控除しないで年末調整を行うこととなります。

（注） 年末調整において合計所得金額が1,805万円を超えるかどうかを確認する際には、**基礎控除申告書**などにより把握した合計所得金額を用います。

（2）年調減税額の計算

年調減税額は、「本人30,000円」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円」との合計額となります。年調減税額の計算に当たっては、「扶養控除等（異動）申告書」や「配偶者控除等申告書」などから、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族（同一生計配偶者及び扶養親族はいずれも居住者に限ります。）の人数を確認することとなります。

なお、同一生計配偶者（居住者に限ります。）を年調減税額の計算に含めるためには、給与所得者が、「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」にその配偶者を記載して提出する必要があります。

（3）年調減税額の控除

年調減税額の控除は、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。また、年調減税額を控除した金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。

（注） 年末調整終了後に作成する「給与所得の源泉徴収票」には、その「（摘要）」欄に、**定額減税に関する事項の記載が必要**となります。

II. 年末調整の計算に当たっての注意点

国税庁で作成している「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」右側の「年末調整」欄は、年調減税額の控除等の計算に対応していませんので、年調減税額の控除等の計算に対応した①「**令和6年分年末調整計算表**」（注1）又は②「**年末調整計算シート（令和6年用）**」（注2）の様式等を別途利用するか、③「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」の余白部分等を用いることにより、年調減税額の控除を正しく行った上で、年調年税額を算出するようにしてください。

（注1） 「令和6年分年末調整計算表」は、国税庁ホームページに掲載しています。

（注2） 「年末調整計算シート（令和6年用）」（Excel）は、国税庁ホームページに掲載しています。

※上記に関して詳しくは、「令和6年分 年末調整のしかた」3ページからをご確認ください。
また国税庁のホームページにも情報が掲載されていますので、そちらもご活用ください。

年末調整についてご不明な点は、各担当者へお問い合わせください。